慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	石川忠雄教授學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.6 (1960. 6) ,p.106- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600615-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

任が、單に損害賠償を内容とするのでなく、むしろ信託財産の復舊を内容とし、しかも信託財産の不法處分の場合に、受益者がその不法處分の相手方ないし轉得者に對して、取消權を行使できるという追及力がみとめられているので、この信託違反の性質の理解に學說の對立があつたわけである。最近四宮氏は、債務不履行かつ不法行爲であるという見解を示したが、著者はさらに、物權侵害的要素をも併せ有するものと、主張している。その理由として、受託者が實質的に自己に歸屬しない財産を處分したという意味で、明らかに物權侵害的要素がみられるし、また受益者にみとめられた第三者への追及力を理解するためにも、そこに物權侵害による物權的請求權としての性質を附加した方が合理的だと考えられるという點を、指摘している。

以上の論述について考えるに、各論的部分についてはなお今後の研究に俟つべきものが見受けられるが、本論文を通じて示された著者の學力は法學博士の學位を受くるに充分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員　慶應義塾大學教授　法學博士　小池　隆一
慶應義塾大學教授　法學博士　今泉孝太郎
慶應義塾大學教授　島谷　英郎

石川忠雄教授學位請求論文審査要旨

1 主論文　中國共産黨史研究

2 參考論文　中國憲法史

學位請求論文として提出された主著「中國共産黨史研究」（慶應通信發行）は、第一篇「中國共産黨史概觀」、第二篇「中國共産黨の成立と第一次國共合作の時期」、第三篇「ソヴェト革命および抗日民族統一戰線形成の時期」、第四篇「中華人民共和國の時期」をその主要部分とする。著者は「政治的意圖によつて影響されない歷史現象の客觀的把握に努め」つつ、中國共産黨のパーティーラインの變遷と毛澤東コースの成長發展の過程とを、從來わが國の學界で殆んど本格的研究の行われていなかつたコミンテルンの影響と革命情勢の變化との關連において研究しているが、この點が中國共産黨史の研究上著者によつて新しく開拓された分野である。

前記の計四篇は更に計十二の部分（章）に分れているが、以下、その論文の中心をなす各章について著者の示した見解とその獨自の解釋とを掲記する。先ず第二篇の第一章「第一次國共合作とコミン

テルン」において、著者は第一次國共合作の決定が中共二全大會の決議から直接生れて來たものという、從來の通說を棄て、中共黨員がその黨籍を保有した儘個人として國民黨に加入した所謂「黨內合作」の形式は、コミンテルン側の對中國革命戰略の新展開によるものであるとの新しい見解を提起し、同第二章「京漢鐵道罷業と陳獨秀」において、著者は陳の革命理論たる二段革命論は一九二三年二月の京漢鐵道ストライキ失敗を機として展開されたものであるとして、コミュニストの通說に反對し、同第三章「武漢政府時代の中國共產黨」において、著者は、同政府時代の中共革命運動についてコミンテルン、陳獨秀、瞿秋白、毛澤東の四コースが存立したという新提案を試みて、それぞれの理論的構造の分析を行つている。

次に第三篇の第一章「大革命敗退直後の中國共產黨」は一九二七年七月の國共分裂後、同年十二月の廣東コンミューンに至る革命活動の過程を追究したものであるが、著者は、この時期の中共指導部が都市工作重點主義の立場を固持し、この政策がコミンテルンの指導によるものであつたことを述べ、且つその革命運動が失敗に終つたのは、黨指導部が當時の革命戰略と情勢に對する評價を誤つたからであるという新見解を表明しているが、この時期の問題をこの程度に理論的に分析し且つ資料によつて裏付けた研究は、著者によつて始めて行われたところである。同篇第二章「李立三コース問題の一考察」及び第三章「李立三コースとロシア留學生派」において、著者は李コースを單に反コミンテルンコース、反ロシア留學生派的コースと漠然と定義する從來の通說を排してその相違點を論證し、同時にその三者には都市工作重點主義に立脚するという共通點があつて農村重視主義をとる毛澤東コースとは異質的なものであることを明かにしている。同篇第四章「江西ソヴェト期における抗日反帝統一戰線の諸問題」は、從來コミュニスト以外の立場からは殆んど研究されたことのない分野であるが、著者は、陳紹禹らのロシア留學生派と毛澤東との間には戰術的對立はあつたとしても、その結成されようとした統一戰線の性格及び內容は全く同一であつたとし、現在のコミュニストの見解は誤りではないかと述べ、同第五章「西安事件の一考察」において、著者は、一九三七年九月の第二次國共合作を導く歷史的轉機となつたこの蔣介石監禁事件を中共史の立場より考察して、この事件がソ連乃至はコミンテルンの影響によるとする通說に疑問を投掛け、資料及び事實の兩面的研究に基いて、中共は一九三五年の所謂八・一宣言以來、ソヴェト革命段階より本格的な抗日民族統一戰線の結成へとその政策を轉換したのであり、從つて右西安事件は中共が獨自の立場から「蔣介石および國民黨を抗日民族統一戰線の不可缺の要素と考え」て、彼等を參加せしめることによつて統一戰線の樹立を計ろうとして、蔣を釋放したのである

と論じている。

更に第四篇の第三章「中共とソ連――その自主性をめぐつて――」は、上記諸章の内容を總括した、いわば結論的性格を持つものと考えられる。そして著者は、都市工作重點主義の立場をとつていた陳獨秀、瞿秋白、李立三、ロシア留學生派の指導時代の中國共産黨はコミンテルンの完全指導下にあつて對ソ自主性はなかつたが、農村工作重點主義の立場にたち着々とソヴェト運動を續けていた毛澤東が權力を握つた一九三五年一月以後の中共には、毛の努力により對ソ自主性が忍耐づよく成長して來たばかりでなく、「毛の態度は、まさに中ソ團結と中共の對ソ自主性との關係の在り方を暗示しているように思われる」と結論している。

從來の中共黨史研究の分野においては、波多野乾一氏によつて試みられた主として中共側資料の集大成の上に立つての刻明な編年史的記述が類書中の隨一に推されていたが、著者が中國側資料の驅使は固より現大戰後頓に發達しつつある米國における中國殊に中共研究の成果をも十分に採取して、中共革命の實踐方式と構成理論に對する綿密な分析を下したことは特筆に値する。

著者の研究對象としての中共黨史は、概ね西安事件を以て終つていて、第四篇の第一、二章において、中華人民共和國の建國三年後の一般動向と中共憲法とに對する現狀分析的な記述を以てこれを補

完してはいるものの、右抗日戰爭から戰後の内戰を經て人民共和國の成立に至る約十二年間の記述は、前段の著者的手法を以て行われていない。この點は著者自ら「その發表は他日を期する」旨を指摘しているし、更にその資料の完備を將來に期するの外ない「現代史」の部分でもあるから已むを得ないとも考えられるが、本著を通史として檢討するとき十分といえないものがある。また本著は元來著者自ら敍する通り「一種の論文集」であるから、從つてその記述に脈絡性を缺く點も若干見受けられる。

しかしながら、中共革命の發展過程を理論的實證的に着實に究明するという著者によつて試みられた研究方式と、從來この分野の研究において多くの論者が看過した部分を逐一指摘して著者の新見解を表明したこととは、斯學の研究にとり高く評價さるべきものと信ずる。從つて本論文を通じて示されている著者の政治史論上の學識は、法學博士の學位を與えるに十分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員　慶應義塾大學教授　法學博士　英　修道
慶應義塾大學教授　島田　久吉
慶應義塾大學教授　法學博士　前原　光雄